

成年後見制度 SMBC サポートサービス 商品説明書

2022年7月29日現在

項目	内容
1. 商品名	●成年後見制度SMBCサポートサービス
2. 申込受付	●当行の国内本支店窓口 (当行本支店 ATM やインターネットバンキング等によるお申込はできません)
3. お申込み可能な方 (契約者)	●以下のすべてを満たす日本国内在住の個人のお客さま (事業を営む個人のお客さまを含みます) ・家庭裁判所の審判により、成年後見人、保佐人または補助人 (以下、総称して「後見人等」といいます。) として選任され、被後見人等の預貯金に関する金融機関等との一切の取引に関する代理権を有している方 ※任意後見制度・未成年後見制度をご利用の方は、お申込いただけません。 ・三井住友銀行に普通預金口座をお持ちの方 (法人口座・カードローン口座除く)
4. サービス概要	●成年後見制度SMBCサポートサービス (以下、「本サービス」といいます。) は、お客さまが後見人等として管理している被後見人等の財産や日々の収支管理、個別取引に関するレシート・領収書等の画像ファイルの保存、報告書の作成等をサポートするサービスです。 ●本サービスは、お客さまがインターネットにより本サービス利用画面にアクセスすることをご利用いただけます。 ●本サービスでは、後記9. 「基本サービス」と後記10. 「Moneytree 連携サービス」をご利用いただけます。なお、本サービスは「基本サービス」だけでもご利用いただけます。 ※各サービスのご利用方法等については、本サービス利用画面に掲示する「操作マニュアル」をご確認ください。
5. 被後見人等として 登録可能な方	●お客さまが後見、保佐または補助されている成年被後見人、被保佐人、被補助人 (以下総称して「被後見人等」といいます。) を登録いただけます。 ※被後見人等の登録にあたっては、当行所定の確認書類 (審判書または登記事項証明書等) と書面による申込手続が必要になります。 ※任意後見制度・未成年後見制度をご利用の方は、登録いただけません。 ※本サービスのご利用には、被後見人等を1名以上登録いただく必要があります。 ※被後見人等は最大30名まで登録いただけます。
6. 契約成立日および 利用開始日	●当行から、本サービス申込書でお届けいただいた電子メールアドレスに宛てて発信した初期パスワードを記載したメールが到着した日 (お客さまにメールが到着したと当行が認めた日を含みます。) を、契約成立日および利用開始日とします。
7. 利用環境および 取扱時間	●本サービスのご利用には、インターネットに接続可能なパソコンおよび当行からのSMS認証ができる携帯電話・スマートフォン等が必要です。 ●パソコンの推奨環境に関しては、当行ホームページをご参照ください。 ●本サービスは、365日24時間ご利用いただけます。なお、臨時のシステムメンテナンス等により、ご利用いただけない場合があります。

項目	内容
8. 利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ●被後見人等お一人あたり月額利用料990円（消費税込） <ul style="list-style-type: none"> ・利用料は、毎月10日（銀行休業日の場合は翌営業日）に、お客さまが指定した当行の普通預金口座（利用料引落口座）から自動的に引き落とします。 ・お客さま以外の方の普通預金口座を利用料引落口座に設定することは出来ません。 ・お申込にあたっての初期費用はかかりません。 ・利用開始日を含む月は利用料が無料となり、翌月から利用料を引き落とします。 ●被後見人等の追加登録時 <p>当行での追加登録手続完了日を含む月の翌月から、追加登録後の人数に基づく利用料を引き落とします。</p> ●被後見人等の登録解除時 <p>当行での登録解除手続完了日を含む月の翌月から、登録解除後の人数に基づく利用料を引き落とします。</p> ●本サービス解約時 <ul style="list-style-type: none"> ・解約日が利用料引落日の前営業日より前の場合は、解約日を含む月の利用料を引き落としません。 ・解約日が利用料引落日の当日または前営業日の場合には、解約を含む月の利用料を引き落とします。 <p>※一度引き落としされた利用料については、ご返金いたしません。</p>
9. 基本サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●「基本サービス」は、お客さまが本サービス利用画面にアクセスし、被後見人等を選択することで、ご利用いただけるサービスです。 <p>(1) 基本・財産情報管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被後見人等の預貯金や有価証券、不動産、保険、負債等の後見事務に必要な財産情報を登録し、管理することができます。 <ul style="list-style-type: none"> ※預貯金に関する情報の登録、管理に関して、後述の Moneytree 連携サービスを追加することができます。 ※被後見人等の家族情報を登録しておくこと、下記(2)収支管理を利用の際に按分登録を行うことが可能です。 <p>(2) 収支管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日々の入出金取引を明細ごとに登録し、レシートや領収書等を画像ファイルで保存することができます。 <ul style="list-style-type: none"> ※収支管理に関して、後述の Moneytree 連携サービスを追加することができます。 ●出金取引明細について、その金額を、上記(1)で登録された家族と1%単位で按分の上、登録いただけます。 <ul style="list-style-type: none"> ※按分により生じた端数は、被後見人等本人の支出として計上されます。 <p>(3) 報告書等作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被後見人等ごとに登録した情報を基に、東京家庭裁判所の書式に準拠した下記の各種報告書（以下、①から④を総称して「報告書等」といいます。）を作成することができます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 財産目録 ② 後見等事務報告書

項目	内容
(4) スケジュール管理	<p>③ 収支状況報告書</p> <p>④ 年間収支予定表</p> <p>●レシートや領収書等を本サービス上で画像ファイル保存している場合は、報告書等作成にあたって、必要なレシートや領収書等を添付でき、報告書等と併せて印刷することができます。</p> <p>●被後見人等ごとに、お客さまの活動予定や実績などを記録できます。</p> <p>●当行からお客さまへ、家庭裁判所宛ての報告期限を電子メールでお知らせします。 ※お知らせメールは、本サービスにお届けいただいたお客さま電子メールアドレスへ送信します。</p> <p>※お知らせメールは、申込書にてお届けいただいた報告期限の2週間前（土日祝日を含みます）に送信します。なお、送信時期の変更はできません。</p> <p>※お知らせメールの通知設定は、本サービス利用画面から変更いただけます。 (被後見人等ごとに通知設定を変更することはできません。)</p>
10. Moneytree 連携サービス	<p>●「Moneytree 連携サービス」は、マネーツリー株式会社が提供する家計簿アプリ「Moneytree」に登録した被後見人等名義の預金口座に関する入出金情報と残高情報等を本サービスに連携するサービスです。Moneytree のご利用にあつては、マネーツリー株式会社が規定する Moneytree サービス利用規約が適用されます。 ※基本サービスと併せてご利用いただけます。</p> <p>●Moneytree 連携サービスのご利用にあつては、あらかじめ、お客さまと Moneytree を利用可能な金融機関等との間で、被後見人等名義の預金口座に関するインターネットバンキングサービス契約が必要です。 ※金融機関等によっては、Moneytree をご利用いただけない場合があります。 ※金融機関等によっては、被後見人等名義の預金口座でインターネットバンキングサービスをご利用いただけない場合があります。</p> <p>●お客さまが、本サービス利用画面から、被後見人等ごとに Moneytree との連携設定を行うことをご利用いただけます。また、Moneytree との連携設定を解除する場合は、本サービス利用画面からお客さまによる連携解除手続きが必要です。 ※被後見人等1名あたり、MoneytreeID を1件登録ができます。 ※Moneytree の連携設定にあつては、被後見人等ごとに異なるメールアドレスを MoneytreeID として設定いただく必要があります。 ※他の MoneytreeID への変更の場合は、連携解除後に変更後の MoneytreeID で連携設定を行ってください。</p> <p><ご留意点></p> <ul style="list-style-type: none"> • Moneytree から本サービスへの連携は原則毎週行っておりますが、最新の情報ではない可能性があります。また、数値・文言等が正しく連携されていない場合には、お客さまご自身で修正いただく必要がありますのでご了承ください。 • Moneytree 連携を行う金融機関等によって、本サービスと連携するデータの期間が

項目	内容
	<p>異なりますのでご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> Moneytree の利用方法に関するお問い合わせはマネーツリー株式会社へ直接ご照会ください。
<p>11. 被後見人等の追加登録・登録解除</p> <p>(1) 追加登録</p> <p>(2) 登録解除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●お客さまは、被後見人等の登録上限数（最大 30 名）の範囲内で、当行店頭で書面による手続により、被後見人等の追加登録または登録解除ができます。 ●被後見人等の追加登録のお申込後、当行所定の追加登録手続の完了時点から、追加登録いただいた被後見人等について本サービスをご利用いただけます。 <ul style="list-style-type: none"> ※被後見人等の追加登録は、被後見人等の確認書類（審判書または登記事項証明書等）と書面による手続が必要です。 ※被後見人等の追加登録申込の 1～3 営業日後に追加登録手続が完了しますが、諸般の事情によりそれ以上の日数がかかる場合があります。 ●以下の場合、お客さまから当行店頭へ、被後見人等の登録解除を書面によりお届けいただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・本サービスに登録されている被後見人等の登録の解除を希望する場合 ・被後見人等の後見開始の審判に対し即時抗告が行われた場合 ・本サービスに登録されている被後見人等に相続が開始した場合 ・解任、辞任その他の事由により、本サービスに登録されている被後見人等の後見人等でなくなった場合 <p>など</p> ●被後見人等の登録解除のお届出後、当行所定の登録解除手続完了時点から、登録解除された被後見人等に関して本サービスにご登録いただいた一切のデータについて、閲覧・保存等ができなくなります。 <ul style="list-style-type: none"> ※必要な情報にかかるデータについては、あらかじめお客さまご自身でバックアップ等をとっていただくようお願いいたします。 ※被後見人等の登録解除申込の 1～3 営業日後に登録解除手続が完了しますが、諸般の事情によりそれ以上の日数がかかる場合があります。 ※本サービスのご利用には、被後見人等を 1 名以上登録いただく必要があります。被後見人等の登録解除により、被後見人等の登録人数が 0 人となった場合、本サービスは終了となります。
<p>12. 本サービスの解約等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●お客さまは、当行所定の方法で解約手続を行うことにより解約が可能です。 ●以下の場合、当行は本サービス契約を解約することができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・お客さまについて支払停止、支払不能もしくは債務超過に陥った場合または破産手続開始、民事再生手続開始その他の適用ある法令に基づく倒産手続開始の申し立てがあった場合 ・本サービスの利用料引落口座が解約された場合 ・お客さまが、解任、辞任その他の事由により、本サービスの対象とする全ての被後見人等の後見人等でなくなった場合 ・お客さまについて、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行所定の利用料引落日に利用料引落口座から利用料の引き落としがなされず、その後当該引落日を含む月の3ヵ月後の応当日までに、利用料の引き落としがなされない状態が継続した場合 など ● 以下の場合、本サービスは終了となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被後見人等の登録解除により、被後見人等の登録人数が0人となった場合 ・ お客さまにご相続が開始した場合 ● 本サービスが解約、終了となった場合、本サービスに登録されたデータは全て削除されますので、お客さまご自身であらかじめデータのバックアップ等をお願いいたします。
13. 当行からの通知	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の場合等に、当行からメール等により通知を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ お申込手続きが完了した際にお客さまのメールアドレス宛に、ログイン時に必要な初期パスワードを通知します。 ・ 原則として、本サービス利用画面へのログインの都度、携帯電話・スマートフォン等に認証コードを通知します。
14. 届出事項	<ul style="list-style-type: none"> ● お客さまの氏名、電話番号、メールアドレス、住所、利用料引落口座、被後見人等に対する代理権登録情報の変更があった場合には速やかに、変更後の内容を当行へお届けください。変更手続きの際には預金口座情報と併せてお手続きいただく必要があります。 ● お客さまは、被後見人等の事件番号、氏名、住所、報告先家庭裁判所、報告期限等の登録情報に変更があった場合は、速やかに変更後の内容を当行へお届けください。 ● 前記 11. (2) に記載の被後見人等の登録解除事由が生じた場合、お客さまから当行に被後見人等の登録解除をお届けいただきます。
15. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 本サービスに付加できる特約はありません。
16. 当行の契約する指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱に関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。《ご連絡先》 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772
17. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行は本サービスに登録された残高情報、入出金情報等について残高その他の証明を行うものではありません。 ・ 本サービスでファイル保存されたレシート・領収書等をお客さまが誤って削除された場合、当行では復元等の対応はいたしかねますので、お客さまご自身で原本の保管やデータのバックアップ等をお願いいたします。 ・ 被後見人等の解除をされた場合は、解除された被後見人等に関する一切のデータが削除されますので、必要な場合にはお客さまご自身でバックアップ等をとっていただくようお願いいたします。 ・ お客さま、被後見人等の届け出情報に変更があった場合には速やかに、当行窓口にて変更の手続きをお願いいたします。変更手続きを行わなかった際に、お客さまに不利益が生じた場合にでも当行は一切の責任を負いかねます。 ・ 本サービスは東京家庭裁判所制定の書式に準じて報告書等を作成可能ですが、報告書等の内容を当行で保証するものではありません。また、報告書式の正当性、信頼性、完全性等を保証するものではありませんので、お客さまの責任により家庭裁判所へ

項目	内容
	<p>ご報告をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> • Moneytree 連携サービスをご利用いただいた場合、当行は連携されたデータの正確性、完全性等を保証するものではありません。入出金明細および残高情報等はお客さまの責任によりご確認をいただきますようお願いいたします。 • Moneytree 連携可能な金融機関等について、当行ではご案内できませんので、お客さまご自身で各金融機関等へご確認いただきますようお願いいたします。 • 被後見人等名義の預金口座でインターネットバンキングサービスがご利用可能な金融機関等について、当行ではご案内できませんので、お客さまご自身で各金融機関等へご確認いただきますようお願いいたします。 • お客さまが本サービスに登録された情報および Moneytree 連携サービスにより本サービスに連携された情報について、当行では一切閲覧等できません。 ご登録内容についてのお問い合わせは一切お答えいたしかねますのでご了承ください。 • 本サービスご利用の際、Moneytree 連携を行うタイミングによって、お客さまご自身で登録されていた情報と Moneytree にて連携して取得した情報が重複登録されてしまう可能性があります。重複登録されたデータについてはお客さま自身で確認の上、正しい数値に修正登録または重複したデータの削除等をお願いします。 • お客さまがメールアドレスやパスワード等のログインに必要な情報を紛失した場合、当行は電話等のお問い合わせではお答えいたしかねます。メールアドレスについては、店頭にて変更手続きを行い、新しいメールアドレスを再度登録ください。新パスワードはインターネット上で本サービスより再発行をお願いいたします。

以上